

平成 29 年 9 月 1 日
理化学研究所財務部

取引業者各位

平成 29 年度契約の納期に関する留意事項

平素は当研究所の各種契約にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成 29 年度は理化学研究所の第三期中長期目標期間（平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の最終年度に当たり、独立行政法人通則法等により運営費交付金予算を翌年度以降に繰り越すことができません。このため、本年度予算分の契約について、契約の履行が本年度末である平成 30 年 3 月 31 日（実際には 31 日が土曜日のため 3 月 30 日）までに完了しない場合には、契約書に基づき、原則として契約を解除し、契約違約金（契約金額の 10%）を徴収することとなります。

取引業者各位におかれましては、各契約における工程の進捗と履行期日に十分にご留意くださいますよう、お願いいたします。

また、契約の履行に関して問題等が生じた場合には、遅滞なく監督員及び契約担当者に報告くださいますよう、併せてお願いいたします。

以上